



## イベント・募集

### 上ノ原行政区からのお知らせ 第9回花植え作業

☎ 上ノ原行政区長 佐藤秀雄 ☎ 090(9531)4222  
☎ 上ノ原行政区庶務係 鴨川俊郎 ☎ 090(2889)6653

お盆前の上ノ原行政区内を明るくするため、花植え作業に参加しませんか。作業終了後は、交流会を予定しています。

参加する人は7月16日(日)までにショートメールまたは電話にてお問合せください。

▶日時  
7月22日(日) 13時～

▶集合場所  
佐藤区長宅(元 木口商店前)

▶交流会  
場所 福島いきのいの村なみえ  
会費 1人3,000円



### 気軽に楽しむ「お茶講座」開催

☎ ふれあい交流センター ☎ 0240(23)5601

ふれあい交流センターにおいて町民を対象としたお茶講座を開催します。講師には裏千家の吉田良子さんをお招きします。

▶日時  
7月29日(日) 10時～12時

▶募集人数・参加費  
20人(先着順)・500円

▶申込方法  
7月14日(金)までにふれあい交流センターへ参加費を添えてお申込みください。



### 英会話教室開催

☎ 市街地整備課F-REI立地室 ☎ 0240(23)6927 ☎ 0240(23)6928  
☎ namie23030@town.namie.lg.jp



町民の皆さまに英語をより身近に感じていただくため、簡単なあいさつやジェスチャーなどを含めたコミュニケーションを学ぶ英会話教室を開催します。

▶日時  
7月20日(日) 18時30分～19時30分

▶場所  
ふれあい交流センター

▶募集人数  
30人(参加費無料)

▶申込方法  
FAXまたはメールでお申込みください。



## 子供・子育て

### 第3回 子育てサロン「ぼかぼかテラス」

☎ 浪江にじいろこども園 ☎ 0240(25)8619

子育てをしている保護者が気軽に参加できる交流の場として子育てサロンを開催します。

▶日時  
7月21日(金) 10時～11時30分

▶場所  
秋桜アリーナ 会議室

▶内容  
ハンドトリートメントとハンドクリーム作り

▶申込方法  
7月13日(木)までに電話でお申込みください。



### 広げようママ友の輪 7月と8月のかもめっ子クラブ

☎ 健康保険課健康係 ☎ 0240(34)0249

子育て中のママ友をつくり、一緒に楽しい時間を過ごしましょう。

▶浪江町(幾世橋防災コミュニティセンター)  
7月6日(木) 10時～、8月3日(木) 10時～

▶郡山市(コスモスふれあいセンター)  
7月13日(木) 10時～、8月10日(木) 10時～

▶いわき市(浪江町社協いわき事務所)  
7月20日(木) 10時～、8月17日(木) 10時～

## 税金

### 消費税のインボイス制度の 説明会を開催

☎ 相馬税務署法人課税第一部門 ☎ 0244(36)3942

相馬税務署では、事業者を対象に消費税のインボイス制度説明会を開催します。

説明会終了後、希望者を対象に登録要否相談会を開催します。

▶日時  
① 7月21日(金) ② 7月27日(木)  
③ 8月23日(水) ④ 8月29日(火)  
⑤ 9月8日(金) ⑥ 9月14日(木)

各回とも13時30分から14時30分

※②④⑥開催分は主に消費税免税事業者向けです。

▶場所  
相馬税務署 2階会議室

▶募集人数  
各回20人(事前予約制)

※会場駐車場には限りがありますので可能な限り公共交通機関をご利用ください。



# まちからの お知らせ

## Namie Information

## 暮らし

### 被災者生活再建支援金

☎ 住宅水道課住宅係 ☎ 0240(34)0232

国では東日本大震災の地震・津波により居住する住宅に著しい被害を受けた世帯に対し、被害の程度と住宅の再建方法に応じて支援金を支給しています。※すでに支給した人は対象外です。

#### ▶対象世帯

平成23年3月11日時点で浪江町に居住していた世帯で、東日本大震災により居住していた住宅が被災し、住宅被害調査による被害程度が半壊以上と判定された世帯  
※半壊の場合は、住宅(母屋)をやむを得ず解体したのみ該当します。



#### ▶支給額

①基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給)

	単数世帯	複数世帯
全壊	75万円	100万円
大規模半壊	37万5千円	50万円
半壊解体	75万円	100万円

②加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給)

	単数世帯	複数世帯
建設・購入	150万円	200万円
補修	75万円	100万円
賃貸	37万5千円	50万円

※基礎支援金の対象者が申請できません。  
※公営住宅などによる賃借は対象外です。

#### ▶申請期限

令和6年4月10日(日)

※申請書は窓口または郵送で取り寄せるか、ホームページからもダウンロードできます。

### 帰還困難区域内への一時立入り

☎ 総務課防災安全係一時立入り担当 ☎ 0240(34)0222

帰還困難区域へ一時立入りをする場合には事前申込が必要です。お問い合せ番号をお持ちの方は、コールセンターへ電話でお申込みください。

なお、コールセンター以外での一時立入りは浪江町役場へ事前に申し込む必要があります。

#### ▶受付日時

平日8時～20時、土日・祝日8時～17時  
一時立入り受付コールセンター

☎ 0120(220)788

※各種資料はコールセンターへお問合せください。  
※立入りの回数は、原則として年30回までです。

#### ▶注意事項

盆 : 8月11日(金)～16日(水)

彼岸 : 9月20日(水)～24日(日)

盆と彼岸の期間は当日受付立入りができません。

### 井戸水などの飲用水の確保

☎ 住宅水道課上下水道係 ☎ 0240(34)0231

町内に帰還し居住する人で、長期の避難生活により井戸や沢水が枯れて、使用できずに困っている人などを対象に、町で井戸の掘削を行います。

国の認定後に工事を行うため、着工までに半年以上の期間がかかりますので、帰還のための生活用水として、井戸水の使用を検討している人は、お早めに相談してください。また、上水道を利用していた人や、水道管が近くにあるなど、条件により、対象とならない場合があります。

## 健康

### 弘前大学 「動脈硬化測定会」開催

☎ 健康保険課国保年金係 ☎ 0240(34)0242



血液を全身に送っている大切な血管の硬さや、つまり具合を測定してみませんか?

動脈硬化は、自覚症状がないうちに悪化し、ある日突然、狭心症や心筋梗塞、脳卒中など、命にかかわる疾患を引き起こすことがあります。

当日は、骨密度や体脂肪、筋肉量の測定もできます。ぜひ、お越しください。

▶日時 7月15日(日)  
10時～13時

▶場所 道の駅なみえ 会議室

▶費用 無料(どなたでも参加できます)



## マイナポイント 手続スポット で申込み



このマークが目印!

☎ 住民課住民係 ☎ 0240 (34) 0230

マイナポイントの申込期限は9月30日(日)までです。まだ申込手続がお済でない人は、早めにお手続きしてください。

※令和5年2月末までにマイナンバーカード申請済の人数

### ▶マイナポイントの手続きができる場所

●ご自身のパソコンやスマートフォン

●浪江町役場

※津島支所および各出張所窓口ではお手続きできません。

●マイナポイント手続きスポット

郵便局やコンビニなど

●マイナポイント申込支援事業者の店舗

KDDI (auショップ)、NTTドコモ (docomoショップ)、イオン (総合スーパー、一部の食品スーパー)、セブン銀行 (ATM)、ソフトバンク (SoftBankショップ、Y!mobileショップ)、ビックカメラグループ (ビックカメラ、コジマ、ソフマップ)、ヤマダ電機など

### ▶持ち物

●マイナンバーカード

※交付時に設定した数字4桁の暗証番号

●登録したい口座情報がわかるもの

※登録できる口座は、登録者本人の口座 (1人1口座) です。

●希望するキャッシュレス決済サービスの決済サービスIDとセキュリティコード

## 就職相談・就職面接会

### ■就職相談

☎ 福島広域雇用促進支援協議会 ☎ 024 (524) 2121

就職に関する悩みを相談してみませんか。

### ▶電話相談

平日9時～12時、13時～16時30分

☎ 0120 (810) 650

詳しくはウェブ



### ▶メール相談

専用フォームからご相談ください。

※窓口相談は予約が必要です。

### ■就職面接会

☎ 福島広域雇用促進支援協議会 ☎ 024 (524) 2121

求職者向けの就職面接会を開催します。

▶日時 8月4日(金) 13時30分～15時

▶会場 秋桜アリーナ

▶参加企業 19社

詳細はホームページをご覧ください。

詳しくはウェブ



## 浪江町都市計画(案)を 縦覧します

☎ 建設課都市計画係 ☎ 0240 (34) 0244

### ▶縦覧書類

浪江町都市計画研究施設 (福島国際研究教育機構) の決定について

### ▶縦覧期間

7月7日(金)から7月21日(金)まで  
(土日祝を除く)

8時30分から17時15分まで

### ▶縦覧場所

浪江町役場3階 建設課

### ▶意見書の提出方法

浪江町の住民および利害関係人は、浪江町に対し意見書を提出できます。

縦覧場所に備え付けの様式に意見を記入し、郵送または建設課に提出してください。なお、提出期間は縦覧期間と同様です。

## 新人ハンター育成セミナーの開催

☎ 福島県相双地方振興局県民生活課

☎ 0244 (26) 1144

✉ souso.kenminkankyou@pref.fukushima.lg.jp

狩猟や鳥獣被害対策に関心がある人を対象に参加費無料の新人ハンター育成セミナーを開催します。

### ▶日時

8月5日(日) 9時30分～11時30分

### ▶開催場所

福島県南相馬合同庁舎401階議室

### ▶募集人数

30人 (先着順)

### ▶申込期限

7月24日(月)

### ▶申込方法

氏名、年齢、住所、電話番号を記載し、メールにてお申込みください。



## 令和5年度自衛官募集案内

☎ 自衛隊福島地方協力本部 相双地域事務所

☎ 0244 (23) 4712

### ■航空学生

▶受付期間 7月1日(日)～9月7日(休)

### ▶応募資格

〈海〉18歳以上23歳未満の人

〈空〉18歳以上21歳未満の人

※高卒者(見込)または高専3年次修了者(見込)

### ▶採用予定者数

〈海・空〉70人程度

### ■一般曹候補生

▶受付期間 7月1日(日)～9月5日(火)

### ▶応募資格

18歳以上33歳未満の者

### ▶採用予定者数

〈陸〉4,000人程度

〈海〉1,580人程度

〈空〉1,400人程度



### ■自衛官候補生

▶受付期間 通年

### ▶応募資格

18歳以上33歳未満の者

### ▶採用予定者数

〈陸〉5,000人程度 (男子)、750人程度 (女子)

〈海〉950人程度 (男子)、200人程度 (女子)

〈空〉1,700人程度 (男子)、600人程度 (女子)

※試験の詳細などは直接お問合せください。

※〈陸〉陸上自衛隊、〈海〉海上自衛隊、〈空〉航空自衛隊

## 狩猟免許取得等補助金のご案内

☎ 農林水産課農林水産係 ☎ 0240 (34) 0246

次のすべての要件を満たす人が対象となります。

### ▶対象者

- ・浪江町に住民登録があり、免許取得後、捕獲活動に3年以上従事することを誓約する人で、福島県猟友会浪江支部に新たに加入する人
- ・浪江町有害鳥獣捕獲隊の活動依頼があった場合、従事することを誓約する人
- ・福島県狩猟免許試験に合格した人

### ▶対象免許

- ・わな猟免許
- ・第一種銃猟免許
- ・第二種銃猟免許

### ▶補助対象経費

・狩猟免許取得に係る費用 (上限10,000円まで)



## 浪江町鳥獣対策講座を開催

☎ 農林水産課農林水産係 ☎ 0240 (34) 0246

イノシシおよびニホンザルの浪江町鳥獣対策講座を実施します。

※当日は屋外で確認会をしますので、各自動きやすい服装と暑さ対策をしてください。

▶申込期限 7月12日(火)

▶募集人数 20人 (先着順)

### ▶講座内容

●電気柵・ワイヤーメッシュ柵 (イノシシ対策用)

日時 7月14日(金) 9時30分～11時30分

場所 刈野防災コミュニティセンター (旧刈野小学校)

●複合柵 (ニホンザル対策用)

日時 7月21日(金) 9時30分～11時30分

場所 幾世橋防災コミュニティセンター (旧幾世橋小学校)

●鳥獣防護柵現地確認会 (両日共通)

- ・防護柵の管理チェックポイントについての解説
- ・周辺ほ場に設置されている防護柵を確認
- ・専門的知見での設置方法と講評、意見交換

## 司法書士の無料相談会を開催

☎ 介護福祉課避難生活支援係 ☎ 0240 (34) 0260

相続登記や土地・建物の不動産登記、成年後見などの相談 (要予約) ができます。

▶日時 7月20日(木) 13時～16時

※各45分間の計4枠

※お申し込みは先着順です。

▶場所 浪江町役場1階第一行政相談室

ここから下は広告です。





一千有余年  
脈々と継承される伝統

# 標葉郷野馬追祭

7月29日(土)・30日(日)・31日(月)

7月  
29日(土)

8時15分 出陣式(中央公園)  
8時30分 騎馬出陣行列

7月  
30日(日)

16時 浪江町凱旋行列  
16時50分 凱旋式典(中央公園)  
17時 標葉郷神旗争奪戦(中央公園)



※スケジュールは変更となる場合があります。  
※相馬野馬追のスケジュールは一般社団法人相馬野馬追までお問合せください。

## 相馬野馬追

甲冑競馬・神旗争奪戦(雲雀ヶ原祭場内)には、入場券が必要です。

【前売券】800円/枚(当日券 1,000円/枚)

※中学生以下、障害者手帳をお持ちの人は無料  
※前売券は、浪江町役場本庁舎3階産業振興課  
窓口などで販売しています。

相馬野馬追全般について

☎ 一般社団法人相馬野馬追(相馬野馬追執行委員会)  
☎ 0244(22)3064

標葉郷野馬追および  
浪江町役場での前売券の販売について

☎ 産業振興課商工労働係  
☎ 0240(34)0247

ここからは広告です。

## なかよくみんなえがおで 第13回 こどもの笑顔フォトコンテスト 作品募集中

☎ 教育総務課子育て支援係 ☎ 0240(34)0252

「こどもの笑顔フォトコンテスト」を開催します。  
たくさんの「笑顔」をお待ちしています。



第12回  
最優秀賞!

### ●応募資格(モデル)

小学校6年生以下で浪江町に住居登録のある人  
※応募者の資格は問いません。

### ●応募サイズ

キャビネ判(2L判)またはデジタルデータ(5MB以下)。

※写真館で撮影した写真、合成・加工した写真(サイズ変更は可)は対象外です。

※写真を印刷時、サイズ変更する場合があります。

### ●応募方法

必要事項を記入の上、応募先に提出してください。  
※応募作品は返却しません。

### 【必要事項】

作品の①タイトル②コメント、応募者の③現在住んでいる住所④氏名⑤モデルとの関係⑥電話番号、モデルの⑦浪江町の住所⑧氏名⑨生年月日⑩年齢、⑪参加賞の希望(マグカップまたはキーホルダー)

※参加賞の希望の記載がなく確認できない場合は、マグカップを用意します。

### 【応募先】

●窓口、郵送…写真と必要事項を記入した用紙を提出してください。

《窓口》子育て支援係、津島支所、各出張所

●メール…☎ namie-photo@town.namie.lg.jp  
に写真添付の上、メール本文に必要事項を記入し、送信してください。

●応募期限 8月25日(金) ※当日消印有効

### ●賞品

●図書カード、うけどんグッズ(最優秀賞、優秀賞、特別賞、すてきな笑顔で賞)

●応募写真を使用したオリジナルマグカップまたはキーホルダー(参加者全員)

### ●審査結果発表

《入賞作品》広報なみえ、町ホームページに掲載  
《応募作品》道の駅なみえ、ふれあいげんきパークなど町内で展示予定

※応募は一人につき1作品、モデル一人につき1回とします。応募にあたり、モデルの肖像権の承諾を親権者から得てください。また、町は入賞作品を無償で使用する権利を有し、応募後の作品に関する著作権は、町に帰属するものとします。なお、撮影者の住所、氏名などを使用する場合以外に、応募者・撮影者に関する個人情報を使用しません。

## 農業委員会だより

☎ 農業委員会事務局(農林水産課内) ☎ 0240(23)5706

### 農地の適正管理について

農地の所有者は、農地法第2条の2により農地を適正に管理しなければならないこととされています。農地の適正な管理を怠ると、雑草の繁茂による病害虫の発生や鳥獣の巣になったりするなど、近隣の農業者や住民に迷惑となる恐れがあります。また、地域の取組と異なる利用方法は、周辺の営農の支障になる恐れがあります。

所有者本人で管理することが難しい場合は、地域へ今後の農地の利用について意向を伝えることが重要です。\*地域計画の策定に向けた話し合いが行われている地域もありますので、地域の取組を十分に理解し、今後の農地の管理について地域と一緒に考えていきましょう。  
\*地域計画とは、地域の農業を維持・発展させていくための方針と農地一筆ごとにおおむね10年後の耕作者を定める計画です。



8月総会に提出する議案の申請締切日は8月1日(火)です。お早めにご相談ください。



## 国民健康保険税制度改正のお知らせ

令和5年度は、下記のとおり賦課限度額および軽減判定所得が変更になります。

区分	基礎課税分(医療分)		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割額	7.7%	変更なし	2.8%	変更なし	2.8%	変更なし
均等割額	24,000円	変更なし	8,500円	変更なし	9,500円	変更なし
平等割額	21,500円	変更なし	7,500円	変更なし	5,000円	変更なし
賦課限度額	650,000円	変更なし	200,000円	220,000円	170,000円	変更なし

### 【世帯の軽減判定所得の算定について】

- 5割軽減 ⇒ 被保険者数等の数に乗ずべき金額が28.5万円から29万円に変更になります。
- 2割軽減 ⇒ 被保険者数等の数に乗ずべき金額が52万円から53.5万円に変更になります。

### ■東日本大震災による減免のお知らせ

東日本大震災等による被災者に係る令和5年度国民健康保険税を減免します。なお、一部地域(以下3、4の区域)において、減免基準が見直されます。

#### ▶対象者

浪江町が行う国民健康保険の世帯主が平成23年3月11日時点で以下に該当する世帯

1. 平成27年1月1日から令和4年3月31日までに避難指示区域<sup>※1</sup>の指定が解除された区域に住所を有していた人
2. 令和4年3月31日までに避難指示区域<sup>※1</sup>の指定が解除されていない区域に住所を有していた人
3. 平成26年12月31日までに避難指示区域<sup>※1</sup>の指定が解除された区域に住所を有していた人
4. 特定避難勧奨地点に住所を有していた人

【注意！】上記2以外の区域は、上位所得世帯<sup>※2</sup>に該当する場合は減免対象外となります。また、住民税未申告者がいる場合も、上位所得判定ができないことから減免対象外となります。

※1 避難指示区域…福島第一原子力発電所事故により国が避難指示区域の指定を行った区域

※2 上位所得世帯…世帯に属する被保険者の令和4年中の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

#### ▶減免額

- ・上記1、2に該当する区域：全額減免
- ・上記3、4に該当する区域：2分の1減免

新規転入などにより世帯主が原発事故に伴う被災を受けていない人は、減免対象となりません。

詳しくは町ホームページでご確認いただくか、住民課課税係にお問合せください。

### ■新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した世帯に対して、国民健康保険税を減免します。

#### ▶対象年度

令和元年度分から令和4年度分までの国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されている国民健康保険税

※ただし、令和4年度末に資格を取得したことなどにより令和5年4月以降に普通徴収の納期限が到来する国民健康保険税についても対象となります。

#### ▶申請期限

令和6年3月29日(金)まで

#### ▶注意事項

すでにほかの減免の適用を受けている場合および、被保険者の中に未申告者がいるときは、減免を受けることができません。

詳しい減免基準などは町ホームページでご確認いただくか、住民課課税係にお問合せください。

## ふるさと帰還通行カード更新の申込みはお早めに

☎ NEXCO東日本お客さまセンター  
☎ 0570(024)024 ☎ 03(5308)2424

現在お持ちのふるさと帰還通行カード(桃色)は11月1日(休)以降ご利用できません。更新申込は、7月31日(月)までに手続きをしてください。

それ以降にお申込みいただいた場合、10月末までに更新カードをお届けできない可能性があります。お早めに手続きをしてください。

更新申込書が届いていない場合はNEXCO東日本お客さまセンターへお問合せください。



## ふたば復興診療所 心身医療科開設のお知らせ

ふたば復興診療所では新たに、心身医療科を開設しました。

こんな悩み・困り事はありますか？

【物忘れが気になる】【眠れない】

【不安な気持ちが消えない】

【子供が落ち着きなくて心配】

【気が晴れない】

まずは、お気軽にご相談ください。

▶ 診察日 水曜日・金曜日(完全予約制)

▶ 担当医師 宮川 明美

▶ 予約方法 電話にてご連絡ください。

☎ 福島県ふたば医療センター附属  
ふたば復興診療所  
☎ 0240(23)6500

## 捨てないで！違反ごみ！

- 浪江町役場住民課除染環境係 ☎ 0240(34)0228 (平日8時30分～17時15分)
- 双葉地方広域市町村圏組合 北部衛生センター ☎ 0240(35)5454 (平日8時30分～16時15分)
- 双葉地方広域市町村圏組合 南部衛生センター ☎ 0240(25)4609 (平日8時30分～17時15分)

浪江町内(帰還困難区域を除く)のごみステーションで、指定のごみ袋に入っていない物は全て違反ごみです。

ごみステーションに不適正排出をする行為は「不法投棄」となります。廃棄物処理法により、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下の罰金)が科されます。不法投棄をしないためにも、ごみの正しい分別・出し方を再確認してください。



浪江町(双葉地方広域市町村圏組合)指定のごみ袋に、分別して出してください。



建築廃材などは産廃処理業者、自動車・二輪車用部品は自動車整備工場、販売店へ回収依頼してください。



家電リサイクル4品目は家電量販店などへ回収依頼してください。  
※パソコンはメーカーに依頼してください。



北部衛生センターへ持ち込み、または南部衛生センターへ回収依頼してください。

※家電リサイクル4品目はテレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機





・介護・福祉の大事なお知らせ・

## 介護保険の各種認定証、 介護保険料の減免基準のお知らせ

### ■介護保険負担限度額認定証

一定の要件を満たすことで、介護保険施設の入所やショートステイ利用時の食費や宿泊費の自己負担額を減免する制度です。

現行の認定証は7月31日(月)が有効期限となりますので、更新を希望する人は、8月31日(木)までに申請してください。

※交付された認定証を利用する際は、必ず施設へ提示してください。

#### ▶対象者

- ・世帯全員が住民税申告済みで、非課税である人
- ・預貯金などの資産状況が基準額を超えない人

### ■介護サービス利用者負担の減免期間が延長

現在交付している「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」における介護サービスの利用者負担の減免措置が令和6年2月29日まで延長されるため、対象者には7月中旬以降に新しい「認定証」を郵送します。

#### ▶対象にならない人

- ・帰還困難区域以外で、被保険者個人の令和4年中の合計所得金額が633万円以上の人
- ・住民税未申告の人
- ・被災証明書の交付を受けていない新規転入者

### ■令和5年度介護保険料の減免基準と一部見直し

令和4年度から引き続き、被保険者が被災者(平成23年3月11日時点、東日本大震災および原子力災害により、避難指示区域に指定された区域(一部地域を除く※1)に住居登録があった人)で上位所得者※2に該当しない人または令和4年3月31日までに避難指示区域の指定が解除されていない区域に住居登録がある人は全額免除となります。

#### ▶一部地域の減免見直しについて

平成26年12月31日までに避難指示区域の指定が解除された区域※1に平成23年3月11日時点で住民登録があり、浪江町に転入された人で、上位所得者※2に該当しない人は、令和5年度から、2分の1を減免します。



※1 平成23年3月11日時点で、広野町、楢葉町(一部)、川内村(一部)、南相馬市(一部)、伊達市、田村市に住居登録を有していた人。

※2 被保険者個人の令和4年中の合計所得金額が633万円以上の人

☎介護福祉課介護係 ☎0240(34)0226

## 重度心身障がい者医療費受給者証の申請

一定の要件を満たすことで重度心身障がい者医療費給付制度に基づき、医療費の自己負担の全部または一部の助成を受けられます。

現行の受給者証をお持ちの人で引き続き、受給対象となる人には7月中に新しい受給者証を郵送します。また、新規申請については随時申請を受付けています。

#### ▶新規申請(助成は原則申請月の翌月から)

いずれかに該当する人が対象です。

- ①身体障害者手帳1級、2級または3級(内部)所持者
- ②療育手帳A所持者
- ③療育手帳Bと身体障害者手帳所持者
- ④精神保健福祉手帳1級所持者
- ⑤精神保健福祉手帳2級・3級と身体障害者手帳所持者
- ⑥精神保健福祉手帳2級・3級と療育手帳所持者



☎介護福祉課福祉係 ☎0240(34)0238



・医療保険の大事なお知らせ・

## 受給者証などが 有効期限を迎えます

現在使っている「高齢受給者証」、「特定疾病療養受療証」、「限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証」、「後期高齢者医療被保険者証」、「医療費の一部負担金免除証明書」は7月31日(月)が有効期限となっています。



8月1日(火)からの  
医療機関受診時は  
新しい受給者証を提示しましょう

### 《国民健康保険》

#### ■高齢受給者証

70歳から74歳までの国保加入者に、有効期限が令和6年7月31日までの『高齢受給者証』を7月下旬に郵送します。

※有効期間中に75歳の誕生日を迎える人は、誕生日の前日までが有効期限です。

#### ■特定疾病療養受療証

国が指定する特定疾病で医療機関を受診されている人は、自己負担額が所得に応じた金額となります。

すでに交付を受けている人には、8月1日(火)から使用できる新しい受療証を郵送します。  
※新たに国民健康保険に加入し、特定疾病に該当する人は手続きが必要です。

### 《後期高齢者医療保険》

#### ■後期高齢者医療被保険者証

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証(ピンク色)の有効期限は7月31日(月)までです。

8月1日(火)から使える被保険者証(オレンジ色)を「福島県後期高齢者医療広域連合」に届け出のある住所に簡易書留で郵送します。

※「一部負担金免除証明書」とは別送となります。

#### ▶避難先が変更になったとき

町への避難先変更届と併せて「福島県後期高齢者医療広域連合」の送付先変更の登録が必要です。

送付先変更のお手続きは届出用紙を健康保険課、各出張所窓口または郵送でご提出ください。

※届出用紙は町ホームページからダウンロードできます。

### 《国民健康保険・後期高齢者医療保険》

#### ■医療費の一部負担金免除証明書

国民健康保険および後期高齢者医療保険の医療費の一部負担金の免除期間が、令和6年2月29日まで延長されるため、7月下旬に新しい免除証明書を送付します。

※ほかの医療保険に加入している人は勤務先または加入先の保険組合にお問合せください。

#### ▶免除証明書

- 国民健康保険……カード型(オレンジ色)
- 後期高齢者医療保険……A4型(薄オレンジ色)

#### ▶対象者

東日本大震災の被災者で、所得合計額が600万円未満の世帯の人または帰還困難区域の世帯の人  
※世帯員に未申告者がいる場合は対象外となります。

※所得合計額は、令和4年中の所得(基礎控除分を除く)で算定します。国民健康保険は、同じ世帯の加入者全員分、後期高齢者医療保険は、被保険者分の所得を合計した額です。

### ■限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

医療費が高額となる時に、認定証を提示することで、医療機関などの自己負担額が所得に応じた限度額までとなります。

#### ▶申請方法

8月1日(火)以降も引き続き、認定証の交付を受けるには申請が必要となりますので、健康保険課、各出張所窓口または郵送で申請書をご提出ください。

※該当者の保険証または申請者の身分証明書(郵送の場合はコピーを添付してください)

※令和4年8月1日以降に、合計して90日以上入院されていた人は、入院期間がわかる書類の写しが必要です。

☎健康保険課国保年金係 ☎0240(34)0242





## 浪江町大気浮遊じんモニタリング測定結果（1月～4月分）

平成29年7月から、ダスト（粉じん）飛散による被ばくの実態調査を実施しています。

この調査による被ばくの影響については、福島大学環境放射能研究所の塚田祥文先生に大気浮遊じんモニタリング測定結果の評価をいただきながら進めています。

【評価】この間における吸引による各月・各地点の被ばく線量は、原発事故による追加の被ばく1mSvに比べて極めて低い値でした。

☎ 住民課除染環境係  
☎ 0240(34)0228

採取地点	採取期間	吸入による 内部被ばく線量 134Cs+137Cs	採取地点	採取期間	吸入による 内部被ばく線量 134Cs+137Cs	
		mSv			mSv	
苅野中継ポンプ場 敷地内	1月6日～2月3日	0.0000009	幾世橋住宅団地	1月6日～2月3日	0.0000015	
	2月3日～3月3日	0.0000012		2月3日～3月3日	0.0000017	
	3月3日～3月24日	0.0000020		3月3日～3月24日	0.0000016	
	4月3日～5月1日	0.0000025		4月3日～5月1日	0.0000047	
旧浪江中央公民館 苅野分館敷地内	1月6日～2月3日	0.0000010	大塚防災 コミュニティ センター敷地内	1月6日～2月3日	敷地内工事のため測定中止	
	2月3日～3月3日	0.0000021		2月3日～3月3日	敷地内工事のため測定中止	
	3月3日～3月24日	0.0000020		3月3日～3月24日	敷地内工事のため測定中止	
	4月3日～5月1日	0.0000021		4月3日～5月1日	0.0000025	
町道寺内川原線 (谷津田内)	1月6日～2月3日	0.0000012	浪江町 地域スポーツ センター敷地内	1月6日～2月3日	0.0000010	
	2月3日～3月3日	0.0000019		2月3日～2月24日	0.0000009	
	3月3日～3月24日	0.0000018		2月24日～3月24日	移転のため測定中止	
	4月3日～5月1日	0.0000020		4月3日～5月1日	0.0000057	
いこいの村なみえ 敷地内	1月6日～2月3日	0.0000009	未森中継ポンプ場	1月6日～1月20日	0.0000005	
	2月3日～3月3日	0.0000016		震災遺構浪江町立 請戸小学校敷地内	1月20日～3月3日	敷地内工事のため測定中止
	3月3日～3月24日	0.0000016			3月3日～3月24日	敷地内工事のため測定中止
	4月3日～5月1日	0.0000025			4月3日～5月1日	0.0000012
旧津島公民館	1月6日～2月3日	0.0000012	旧津島公民館	1月6日～2月3日	0.0000010	
	2月3日～3月3日	0.0000019		2月3日～2月24日	0.0000009	
	3月3日～3月24日	0.0000018		2月24日～3月24日	移転のため測定中止	
	4月3日～5月1日	0.0000020		4月3日～5月1日	0.0000057	

## 浪江町大気浮遊じんモニタリング測定結果 (令和元年9月～12月分)の訂正について

令和2年3月1日号の大気浮遊じんモニタリング測定結果の評価値に誤りがあることが判明いたしました。町民のみならずには誤った数値をご報告したことをお詫びすると同時に正しい評価値をご報告いたします。なお、訂正前後の評価値のいずれも、吸引による各月・各地点の被ばく線量は、事故による追加の被ばく1mSvに比べて極めて低い値であったことを申し添えます。

採取地点	採取期間	吸入による 内部被ばく線量 134Cs+137Cs	採取地点	採取期間	吸入による 内部被ばく線量 134Cs+137Cs
		mSv			mSv
立野上(沢上) 消防屯所	9月4日～10月2日	0.0000047	浪江町 地域スポーツ センター敷地内	9月4日～10月2日	0.0000069
	10月2日～11月6日	0.0000052		10月2日～11月6日	0.0000044
	11月6日～12月4日	0.0000029		11月6日～12月4日	0.0000025
	12月4日～1月1日	0.0000032		12月4日～1月1日	0.0000034
苅野公民館	9月4日～10月2日	0.0000072	浪江町立 請戸小学校敷地内	9月4日～10月2日	0.0000035
	10月2日～11月6日	0.0000046		10月2日～11月6日	0.0000054
	11月6日～12月4日	0.0000033		11月6日～12月4日	0.0000034
	12月4日～1月1日	0.0000024		12月4日～1月1日	0.0000047
田末消防屯所	9月4日～10月2日	0.0000063	いこいの村なみえ 敷地内	9月4日～10月2日	0.0000058
	10月2日～11月6日	0.0000035		10月2日～11月6日	0.0000028
	11月6日～12月4日	0.0000022		11月6日～12月4日	0.0000014
	12月4日～1月1日	0.0000020		12月4日～1月1日	0.0000017
町道寺内川原線 (谷津田内)	9月4日～10月2日	0.0000067	幾世橋消防屯所	9月4日～10月2日	0.0000044
	10月2日～11月6日	0.0000047		10月2日～11月6日	0.0000027
	11月6日～12月4日	0.0000031		11月6日～12月4日	0.0000022
	12月4日～1月1日	0.0000035		12月4日～1月1日	0.0000019

## 文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)から皆さんへ

☎ 介護福祉課避難生活支援係 ☎ 0240(34)0260

「東京電力から示された金額では納得できない」など、原発事故による損害賠償請求において困っている人を対象に、中立・公平な国の機関「ADRセンター」が無料で仲介します。

☎ 0120(377)155（月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）10時～17時）

《和解事例》浪江町に居住していた申立人らが自宅に保管していた高額の着物につき、写真等の客観的資料はなかったものの、申立人らから詳細な事情を聴いた上で残価率及び立証度を乗じて一部（主張金額の6%）が賠償された。また、申立人の1名が避難中に自律神経失調症を発症したことにつき平成23年6月分から平成30年3月分まで月額1万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された。

【公表番号1858・令和4年6月2日成立】

《和解事例》浪江町から避難した申立人ら（母、長男、長男の妻、次男、三男）について、原発事故及びその後の避難により、従前使用していた井戸水や自家栽培の米及び野菜を使用することができなくなったため余計に支出した生活費増加費用が賠償されたほか、申立人長男が設置して使用していた井戸2基について財物損害が賠償された。

【公表番号1871・令和4年7月6日成立】

※これらは、申立人の個別事情に基づいた和解例であり、一般的に適用される基準ではありません。

## 放射線相談員だより

### いま「ほうしゃせん」について考えてみる

☎ 弘前大学浪江町復興支援室(健康保健課内) ☎ 080(2813)0824

『年間1mSv（ミリシーベルト）の被ばくは安全なのか』について考えてみましょう。

短期間で受ける100～200mSv以上の被ばくに対しては、「確定的影響（組織反応）」と「がんになるリスク」が上昇するという科学的根拠が存在します。そこで、放射線事故による緊急時には、年間100mSv以上の被ばくをしないように参考レベルを設定します。

次に放射線事故の収束によって高い放射線量を受ける人がほとんどいない状況になれば、将来起こるかもしれない「がんになるリスク」をできるだけ低く抑えるため、低い参考レベル（年間1～20mSvなど）を設定して、被ばく線量の低減を進めます。そして平常時には、国際放射線防護委員会（ICRP）による一般公衆の追加被ばく線量限度（年間1mSv）を基に対策が取られています<sup>1)</sup>。

また、広島・長崎の被ばく者のデータでは、白血病による死亡のリスクでは200mSv未満、がんによる死亡のリスクでは0～100mSvにおいて、被ばくした集団と被ばくしていない集団との間に統計学的に有意な差がみられませんでした<sup>2)</sup>。つまり、100mSv以下では死亡リスクの増加が確認できないのです。

以上から、100mSvより更に低い「年間1mSvの被ばく」も死亡リスクの増加が確認できないほど影響が小さいのです。

…「広報なみえ8月号」へつづく

- 引用元など
- 1) 環境省 被ばく線量と健康リスクとの関係 放射線による健康影響等に関する統一な基礎資料（令和4年度版）
  - 2) 環境省 食品健康影響評価の基礎 放射線による健康影響等に関する統一な基礎資料（令和4年度版）



ここから下は広告です。



## わたしたちのまち

(令和5年5月末現在)

人	口	15,400人
男		7,621人
女		7,779人
世帯数		6,681世帯
住民課住民係	☎0240(34)0230	
居住人口		2,059人
居住世帯数		1,277世帯

※計上根拠…避難住民届、転入届など  
☎総務課防災安全係 ☎0240(34)0229

## 百歳賀寿

お名前	満100歳誕生日	住所
小野寺 ミツエ	4月12日	川 添
八 橋 ユリ子	5月20日	樋 渡
☎介護福祉課介護係	☎0240(34)0226	
※4月以降に対象となった人を掲載しています。		

## お誕生

出生届は14日以内に

こどもの名 性別 親の名 住所

### 4月

志賀 陽 葵	女	智史・千草	大 堀
西尾 陽 希	男	敏希・のぞみ	権 現 堂

### 5月

小 黒 陽 杏	女	純隆・優 高	瀬
---------	---	--------	---

## お悔やみ

死亡届は7日以内に

死亡者名 年齢 住所

### 5月

掃部関 子 ヨ	93歳	榎 塩
今 野 ス イ	94歳	津 島
今 野 信 晴	73歳	赤 宇 木
佐 藤 琴	88歳	立 野
長 橋 健	76歳	権 現 堂
松 崎 テ イ	105歳	権 現 堂
横 山 敏 方	101歳	権 現 堂
吉 本 吉 武	63歳	川 添

お誕生・お悔やみ欄は、ご家族に確認が  
取れた人を掲載しています。

☎企画財政課情報統計係  
☎0240(34)0241

## 浪江診療所のお医者さん

☎浪江診療所 ☎0240(23)6173

- 診療受付 8時30分～11時30分  
13時30分～15時30分
- 場 所 浪江町役場北西側
- 診療体制 本田医師(常勤)…月～金曜日  
非常勤医師…月曜日(内科)・水曜日(整形外科)  
※祝日・年末年始を除く(医師の都合により変更あり)
- 診療内容 内科・外科・整形外科  
※風邪の諸症状がある場合は、来所前に必ず電話連絡をお願いします。

## 仮設津島診療所のお医者さん

☎仮設津島診療所 ☎0243(24)1431

- 診療受付 8時30分～11時30分  
13時30分～15時30分
- 場 所 二本松市油井字大窪118番地
- 診療体制 関根医師(常勤)…月～金曜日  
非常勤医師……………
- 第2・4火曜日(今村医師・婦人科)  
第3火曜日(木村医師・皮膚科)  
※8月のみ第1火曜日  
水曜日(西医師)  
※祝日・年末年始を除く(医師の都合により変更あり)
- 診療内容 内科・婦人科・皮膚科  
※風邪の諸症状がある場合は、来所前に必ず電話連絡をお願いします。

## 震災時町民の居住状況 (5月31日現在)

都道府県	人数	対4/30	都道府県	人数	対4/30
北海道	54	0	滋賀県	5	0
青森県	40	0	京都府	31	0
岩手県	35	-1	大阪府	64	0
宮城県	917	3	兵庫県	22	1
秋田県	37	0	奈良県	5	-1
山形県	108	0	和歌山県	0	0
福島県	13,479	-19	鳥取県	0	0
茨城県	945	0	島根県	5	0
栃木県	447	-1	岡山県	23	0
群馬県	132	-1	広島県	8	0
埼玉県	644	-3	山口県	1	0
千葉県	554	1	徳島県	1	0
東京都	813	2	香川県	5	0
神奈川県	413	2	愛媛県	10	0
新潟県	278	0	高知県	5	0
富山県	14	0	福岡県	20	0
石川県	22	0	佐賀県	4	-1
福井県	7	0	長崎県	11	0
山梨県	37	0	熊本県	6	0
長野県	53	0	大分県	5	0
岐阜県	16	0	宮崎県	10	0
静岡県	55	0	鹿児島県	7	0
愛知県	35	0	沖縄県	19	0
三重県	7	0	国 外	13	0

## 町内空間線量測定結果

☎総務課防災安全係 ☎0240(34)0229

原子力規制委員会のモニタリングポストが設置されていない地点の空間線量測定結果をお知らせします。  
シンチレーション式サーベイメータにより、地上1メートル地点の測定値を掲載しています。(単位:μSv/h)

地 区	測 定 地 点	測定値
浪 江	新町セブンイレブン付近	0.08
	常磐線陸橋東側	0.11
	常磐線陸橋西側	0.20
	川添字小丸田地内	0.38
	国道6号高瀬交差点付近	0.07
幾 世 橋	高瀬字小高瀬迫地内	0.22
	貫布祢(幾世橋字長田東地内)	0.11
	北幾世橋字町尻地内	0.12
	北幾世橋字荒井前地内	0.10
	棚塩字弥平迫地内	0.09
請 戸	浪江にじいるこども園	0.08
	請戸橋南側	0.07
	請戸漁港	0.07
	震災遺構浪江町立請戸小学校	0.08
	中浜字西原地内	0.05
大 堀	両竹字の場地内	0.08
	小丸字赤下地内	0.88
	小丸字三程地内	0.31

地 区	測 定 地 点	測定値
大 堀	畑川集会所	0.47
	立野字根渡地内	0.29
	酒田字上原地内	0.26
	国道114号仙人沢トンネル南側	1.36
	室原字小萱地内	0.34
刈 野	室原字堀知木地内	0.48
	加倉スクリーニング場	0.48
	加倉ローソン付近	0.22
	藤橋字善明迫地内	0.06
	藤橋不動尊前	0.12
津 島	津島字水境地内	0.45
	津島字仲野作地内	1.41
	津島字谷津地内	0.57
	津島字町前地内	0.31
	浪江町役場日津島支所	0.48
赤宇木字平内地内	1.50	
昼曾根字尺石地内	1.91	

\*測定日は6月1日(休)です。

## 自家消費食品などの放射能簡易分析結果

☎健康保険課放射線対策係  
☎0240(34)0261

町は、自家消費食品などの安全・安心のため、食品中の放射能を測る機器を配備し、放射性物質の測定を行っています。

### ■5月の分析結果(町内で採取された検体を掲載)

区 分	検体数	基準値以上検出された検体	
		品 名	基準値を超えた検体数 最大値(Bq/kg)*
野 菜	15		0
果 実	5		0
魚	0		0
山菜、キノコ類	12	たけのこ、こしあぶら	3 266.9 (たけのこ)
米	0		0
その他	0		0
水(井戸水・湧水など)	1		0
合 計	33		3

- \*基準値を超えた検体数が複数の場合は、数値の一番高いものを記載しています。
- 食品衛生法における基準値(セシウム134、セシウム137の合算値)
  - 一般食品……………100 Bq/kg
  - 飲料水…………… 10 Bq/kg
  - 牛乳、乳幼児用食品… 50 Bq/kg
- ※検出下限値25Bq/kgを超える検体の掲載は除いています。
- 正確な測定をするために、食品であれば500グラム以上、水であれば2リットル程度必要です。
- ※帰還困難区域以外のものを受付しています。
- 自家消費食品などの簡易測定は、浪江町役場、津島支所で随時受付しています。
- 検査受付は原則平日のみになります。
- ※採取地など詳しくは、ホームページをご覧ください。

ここから下は広告です。